

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
島根県隠岐郡五箇村

2 構造改革特別区域の名称
誰もが安心して暮らせる五箇特区

3 構造改革特別区域の範囲
島根県隠岐郡五箇村の全域

4 構造改革特別区域の特性

五箇村は島根県隠岐島後の北西部に位置し、東側、南側を近隣町村と接し三方を山に囲まれ北西部は海に面している。海岸部は断崖が多いが、天然の良港があり、内陸部は東に高く、西に低い地勢をなし、村の中央を2級河川が貫流し、その沿線に島内で最も広い平坦な水田地帯をようしている。総面積は52.39Km²であり、返還要求運動をしている竹島を有している。

また、平成7年の国勢調査では、2,299人だった人口は、平成12年の国勢調査では2,226人まで減少し、現在も減少傾向にある。

このように人口が減少する一方、65歳以上の高齢者は年々増加しており、平成15年4月現在の高齢化率は34.0%に達している。平成12年度から介護保険制度がスタートし、村内には高齢者の施設として、現在40人定員の通所介護施設が1箇所、長期30人、短期10人定員の特別養護老人ホームが1箇所、長期55人、短期4人定員の養護老人ホームが1箇所整備されているが、障害者の専用施設については、未整備の状況にあり、高齢者施設が身近な施設となっている。その身近な施設を身体障害者については、介護保険制度の通所介護事業所、短期入所事業所を相互利用することが出来るが、知的障害者には認められていなく、利用したくても利用できない。村内に12人いる在宅の知的障害者は20km離れた隣接町村の知的障害者施設等に通所するか、在宅で家族の援助のもとで生活せざるを得ないというのが実状であり、知的障害者に対応する身近なサービス提供体制確立が大きな課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

障害者の主体性、選択性を尊重する支援費制度の施行及び、障害者の地域生活への移行を目指している障害者施策の動向にも沿ったものとして、今後の日中活動の場の確保、また社会的自立を目指すため、知的障害者、障害児のデイサービスの利用は重要と考えられる。

離島で過疎地という地域環境や利用者数、需要量の変動及び当村の厳しい財

政的状況から、障害者のデイサービス施設を単独で設置することは困難であるが、すでに整備されている身近な施設である介護保険法の通所介護事業所を知的障害者、障害児の利用を可能とすることで、この点を解決することができるものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

五箇村は、一人ひとりが誇りと情熱をもって、ともに大きな可能性に挑戦し、夢がかなう村づくりを目指しており、このため、誰もが地域で「自立」した生活を送ることができるような支援体制基盤を確立することが必須となっている。

そのためには、サービス資源を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた個別支援(ケアマネジメント)を実施し、サービスを必要とする人が誰でも、必要なときに、できるだけ身近なところで、必要とする各種サービスを利用できる環境の整備が不可欠である。

しかしながら、現在のところデイサービス事業については、65歳未満の身体障害者は介護保険法の指定通所介護事業所の利用が可能であるが、知的障害者及び障害児については利用ができない状況にあり、今年度からスタートした支援費制度においても、事業者の人員に関する基準により、対象者の少ない地域では、実施が難しい状況にある。

このような、現行法上相互利用等についての規制のため、知的障害者、障害児の日中活動の場が限定されていることから、規制の特例により介護保険法の指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の受入を可能とすることで、知的障害者、障害児の地域生活を支え、誰もが安心して生活していける地域の実現を図り、また、これにより保健・医療・福祉の総合的なサービス環境の充実を推進したい。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

そもそも地域とは、障害者も高齢者も一緒に住むことが普通の状態であるにもかかわらず、阻害してきた主な原因は住民お互いの理解不足、偏見など住民意識に起因することが多い。

特別区域認定により、介護保険法の指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の受入を可能にすることによって、デイサービスを希望する知的障害者及び障害児が身近なところで顔見知りの人と共にサービス利用が実現し、地域社会の人との関わりを持つことができる。これにより、地域の人々が知的障害者と共に生活することに慣れ(知的障害者への理解を深め)知的障害者本人を知る人が増加することにより、知的障害者(全ての人)が暮らしやすい地域へ変革することが期待できる。

さらに、現在施設に入所中の知的障害者の在宅生活への移行の可能性が高まり、知的障害者、障害児が身近な地域で自立した生活を送れる社会形成の足がかりとなる。なお、介護者においても、身体的、精神的な負担が軽減される。

なお、当初から特例の適用を受けることを想定している事業所における利用見込者数は、知的障害者が2～3人、障害児1～2人であり、月当たり延べ20人の利用が見込まれる。さらに今後、制度の周知等により利用者の増加が見込まれ、養護学校等の夏休み期間中の利用を含めた利用見込者数は7人程度となり、月当たり延べ70人の利用が見込まれる。

この特別区域の認定により、事業者としても、支援費制度での知的障害者デイサービス事業の人員に関する基準の職員数2名の配置が不要となり、介護保険の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で職員基準を満たしているか判断すればよいので、職員配置の効率化が可能となり、安定した運営が図られる。

8 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要とする事項

障害者のケアマネジメント体制の構築

支援費制度の導入に伴い専門職としての位置づけはないが、ケアマネジメントは重要と考え、専門機関や地域住民と連携し、総合相談や各サービスを調整、生涯にわたって適切な生活支援を実施するシステムを構築する。

別紙

1 特定事業の名称

番号 9 0 6

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

特別区域計画認定後、五箇村全域を対象とし、特区内の介護保険法の指定通所介護事業所において、当該事業所等の定員の範囲内で、村がデイサービスを提供することが適当と認められた知的障害者及び障害児の受け入れを実施する。

なお、知的障害者、障害児の受け入れ見込数及び現在のデイサービス事業の利用実績から、デイサービス事業の現在の利用定員を超過する場合は、定員を増やすことが可能である。

(1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要 事業者の名称及び住所

名称 社会福祉法人 五箇村社会福祉協議会

住所 島根県隠岐郡五箇村大字北方 2 7 8 番 2

デイサービス事業所の名称及び住所

名称 五箇村社会福祉協議会指定通所介護事業所（現在定員 4 0 名）

住所（法人住所に同じ）

指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

(2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の内容

障害児の受け入れに関しては、障害児に適切な処遇を行うため、通所介護事業所が、隣接する西郷町と都万村にある知的障害者施設から技術的支援を受けることとし、職員がそれらの施設における実習・研修等の機会を通じ、必要な資質を向上させる。（講習会及び研修会は定期的実施、個々のケースの技術的指導は随時実施）

5 当該規制の特例措置の内容

五箇村は離島に立地する小規模な村であり、知的障害者、障害児デイサービス事業の対象者数が少なく、事業を実施する事業者の参入が難しい地域にあることから、より身近な場所で日常生活におけるサービスを受けることを可能とするため、地域にある指定通所介護事業所の活用が必要である。